

「官民競争入札及び民間競争入札の実施要項に関する指針」及び「実施要項における従来の実施状況に関する情報の開示に関する指針」等の改定案について

平成 26 年 5 月 21 日
官民競争入札等監理委員会

今般の「官民競争入札及び民間競争入札の実施要項に関する指針」及び「実施要項における従来の実施状況に関する情報の開示に関する指針」等の改定に係る主なポイントは以下のとおり。

I. 指針の改定に係る事項

1. 公共サービス改革基本方針の章立て等の変更に伴う改定（実施要項指針 P. 1、8、10、11、12、情報開示指針 P. 1）

平成 25 年 6 月に閣議決定された「公共サービス改革基本方針」において、章立て等が変更されたことに伴う改定。

2. 業務開始の際の引継方法等の明確化（実施要項指針 P. 1、施設標準例 P. 29、30、試験標準例 P. 8、9、統計調査標準例 P. 2）

官民競争入札等監理委員会（以下、「監理委員会」という。）における審議の際、入札への新たな者の参加を促すためには、業務終了の際の引継ぎに加え、業務開始の際の引継ぎも重要であるとの指摘がなされたことを踏まえ、業務開始の際の引継方法についても実施要項に明記すること、及び国の行政機関等の長等が、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、現行の事業者及び次期の事業者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認することを明確化。

3. 税制度の変更等に伴う費用負担の明確化（実施要項指針 P. 3、施設標準例 P. 34、37、46、試験標準例 P. 14、統計調査標準例 P. 7、8）

消費税率の変更等、税制度の新設・変更による費用負担についても明示すべきことを明確化。

4. グループによる入札参加の際の入札参加資格の明確化（実施要項指針 P. 4、施設標準例 P. 10、試験標準例 P. 15、統計調査標準例 P. 8）

監理委員会における審議の際、グループ（共同事業体）における入札参加資格について、必ずしもグループの代表者と構成員の全てに求める必要のない入札参加資格を全ての構成員に求めている事例があるとの指摘を踏まえ、入札参加資格を精査し、グループのその他の構成員については必要最低限の入札参加資格とすべきことを明確化。

5. 入札参加資格としての税の滞納等の取扱いの明確化（実施要項指針 P. 4、施設標準例 P. 34、試験標準例 P. 15、統計調査標準例 P. 8）

必要に応じて、税の滞納がないことについて、入札参加資格とすることを明確化。

また、既に実施要項指針に記載のある「必要に応じて、労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないことについて、入札参加資格とすること」と併せ、標準例に反映。

6. 暴力団排除手続に係る運用要領の改定に伴う改定（実施要項指針 P. 6）

暴力団排除手続に関連する提出書類等を規定した「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に規定する暴力団排除に関する欠格事由の運用要領について」の改定（平成 24 年 7 月 12 日）に伴い、内閣府官民競争入札等監理委員会事務局 HP の関連ページを削除したことによる改定。

7. 対象公共サービスに関連する資料の積極的開示の明確化（実施要項指針 P. 9、情報開示指針 P. 2、施設標準例 P. 17、41、試験標準例 P. 22、統計調査標準例 P. 13）

監理委員会における審議の際、入札への新たな者の参加を促すためには、実施要項に記載されている従来の実施状況に関する情報以外も積極的に開示することが重要との指摘がなされたことを踏まえ、必要な情報については実施要項に記載して公表することに加え、関連資料の閲覧を許可することを明確化。

また、入札参加希望者が業務の内容を理解するために資料の開示を希望する場合には、法令及び機密性等に問題のない範囲で、できる限り開示に応じることを明確化。

8. 契約変更事由の明確化（実施要項指針 P. 11、施設標準例 P. 16、45、試験標準例 P. 26、統計調査標準例 P. 16、17）

監理委員会における審議の際、実施要項策定及び契約締結の後に契約変更の必要性が生じる事例が散見されたことを踏まえ、事業内容や業務量などに変動が生じることが予期される事業については、可能な限り具体的な契約変更事由を実施要項に定めておくべきことを明確化。

また、不測の事態の発生に基づくもの等、実施要項に具体的な契約変更事由の定めがない場合の契約変更については、監理委員会の議を経る必要がある旨を標準例で明確化。

9. 市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針を踏まえた改定（実施要項指針 P. 12、13）

「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」（平成 26 年 3 月 19 日）を踏まえ改定。

10. 不落の際に民間で実施していた業務の一部を国で実施する場合の取扱いの明確化（実施要項指針 P. 13）

監理委員会における審議の際、民間で実施することとされていた業務の一部を国で実施する旨の実施要項の変更を行うことについて、官民競争入札又は民間競争入札の制度の趣旨を損なわないよう慎重に判断する必要があるとの指摘がなされたことを踏まえ、そのような実施要項の変更の際に満たすべき基準を明確化。

Ⅱ. 標準例のみの改定に係る事項

1. 提案内容の評価に当たって絶対評価を基本とすることの明確化（施設標準例 P. 38、試験標準例 P. 19、20、統計調査標準例 P. 11）

入札参加者の提案内容の評価は絶対評価を基本とすることを明確化。併せて絶対評価を行う際の評価基準例、相対評価をとする場合の留意点を追記。

2. 統括管理業務の内容を追記（施設標準例 P. 3、15）

施設の管理・運営業務において置かれることの多い統括管理業務の内容を追記。

3. その他

監理委員会における指摘事項等を踏まえた記述の明確化、注の追記。

- ・最低価格落札方式を採用する場合の留意点（施設標準例 P. 10）
- ・業務量の変動要因等の情報開示（施設標準例 P. 11）
- ・民間事業者の業務範囲、負担すべき経費の明確化（試験標準例 P. 2、3、4）
- ・業務執行に当たっての国の行政機関等の協力等（統計調査標準例 P. 6） 等

以上